

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について（依頼）

文部科学省から3月2日から春季休業の開始日までの間、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等において一斉臨時休業を行うよう、別紙写しのとおり要請がありました。

本県としては、国を挙げて感染の拡大防止に取り組むべき状況にあること、高等学校の入学選抜をはじめとした教育上の影響を最小限に抑えること、家庭や福祉事務所等の受け入れ体制にも配慮する必要があることを総合的に勘案し、下記のとおり対応することといたしましたので、御対応いただくようお願いいたします。

記

1 臨時休業について

- 県立高等学校及び中学校については、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とします。ただし、休業中の生活・学習等の事前指導、生徒・家庭との連絡調整等の観点から、3月3日を登校日とします。
- 県立特別支援学校については、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とします。ただし、福祉事業所等における受け入れ準備が整うまでの間、在籍する子供のうち、受け入れ先がない者を学校施設で受け入れることとします。
- 臨時休業及び特別支援学校における臨時休業期間中の児童生徒の受け入れに当たって留意すべき点等については、別途、通知いたします。

2 卒業式について

2月26日付けで通知したとおり、卒業式の実施に当たっては、参加者における咳エチケットの徹底や手洗いの奨励、風邪のような症状のある方は参加いただかないことの徹底のほか、式典時間の短縮、出席者の限定などを検討し、感染防止対策に万全を期すようお願いいたします。

3 高等学校の入学選抜に関する対応について

日程は変更せず、感染防止の取組を徹底した上で実施するとともに、感染した者は追検査の受検対象とします。

(問い合わせ先 健康教育課 主幹 佐藤 電話 024-521-7777)
(高校教育課 主幹 箱崎 電話 024-521-7769)
(特別支援教育課 主幹 酒井 電話 024-521-7964)